平成二年国家公安委員会規則第一号 指定講習機関に関する規則

条の十二の規定に基づき、指定講習機関に関する八条の四第一項、第百八条の六第二項及び第百八 規則を次のように定める。 路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百

(指定講習機関の指定)

八条の四第一項の規定による指定(以下「指第一条 道路交通法(以下「法」という。)第百 行うものとする。 下同じ。) ごとに、その全部又は一部について 講習(同項第十四号に規定する講習をいう。以 する講習をいう。以下同じ。)又は若年運転者 下同じ。)、初心運転者講習(同項第十号に規定 条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以 定」という。)は、取消処分者講習(法第百八 t

(指定の申請)

第二条 指定を受けようとする者は、都道府県公 ればならない。 次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなけ 安委員会(以下「公安委員会」という。)に、

は、その代表者の氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

の名称及び所在地 習をいう。以下同じ。)の業務を行う事務所 特定講習(法第百八条の四第二項の特定講

特定講習の種別

特定講習を開始しようとする年月

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し

める書類 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定

第三号において同じ。) 定款及び登記事項 動車教習所として指定された法人を除く。 一般社団法人又は一般財団法人(指定自

令第六十号。以下「府令」という。) 第三 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府 十七条第一項の指定書の写し 指定自動車教習所として指定された者 2

二 資産の総額及び資産の種類を記載した書面 並びにこれを証する書面

三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定 掲げる事項(外国人にあっては、同法第三十 和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に める者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭 条の四十五に規定する国籍等)を記載したも

に限る。第五号において同じ。)及び履歴

設置者及び管理者 指定自動車教習所として指定された者 般社団法人又は一般財団法人

いう。)の数を記載した書面 務に従事する者(以下「特定講習指導員」と 指導員をいう。以下同じ。)で特定講習の業 又は運転習熟指導員(同項第二号の運転習熟 号の運転適性指導員をいう。以下同じ。) 運転適性指導員(法第百八条の四第一項第

特定講習指導員が申請者によって選任され 特定講習指導員の住民票の写し及び履歴書

にコースの種類、形状及び構造を明らかにし た者であることを証するに足りる書面 特定講習に使用するコース敷地の面積並び

況を明らかにした図面 特定講習に使用する建物その他の設備の状

九 付自転車(法第十八条第一項に規定する一般、特定講習に使用する自動車又は一般原動機 原動機付自転車をいう。以下同じ。)(以下 「自動車等」という。)の種類及び数を記載し

習計画書 特定講習の細目、 時間、方法等を定めた講

十一 その他参考となる事項を記載した書面 (指定の公示)

第三条 公安委員会は、指定を行ったときは、前 び当該指定を行った年月日を公示しなければな 条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及

(名称等の変更の届出等)

第四条 び第二号に掲げる事項を変更しようとするとき たときは、当該変更に係る事項を公示しなけれ ければならない。 は、あらかじめその旨を公安委員会に届け出な 公安委員会は、前項の規定による届出があっ 指定講習機関は、第二条第一項第一号及

書類の内容に変更があったときは、その旨を公 ばならない。 指定講習機関は、第二条第二項各号に掲げる

3 (運転適性指導員) 安委員会に届け出なければならない。

第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安 当する者とする 委員会規則で定める者は、 次に掲げる要件に該

二十五歳以上の者であること。

免許(仮運転免許を除く。)を現に受けてい 号の運転適性指導をいう。以下同じ。)に使 用する自動車等を運転することができる運転 運転適性指導(法第百八条の四第一項第一

三 次のいずれにも該当しない者であること。 る者(運転免許の効力を停止されている者を 除く。)であること。 運転適性指導について不正な行為をした

ロ ら起算して二年を経過していない者 ため運転適性指導員の職を解任された日か 法第百十七条の二の二第一項第九号又は

犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を なった日から起算して二年を経過していな 終わり、又はその執行を受けることがなく 条の七第一項に係る部分に限る。)の罪を 法第百十七条の五第一項第二号(法第百八

起算して二年を経過していない者 その執行を受けることがなくなった日から (ロに規定する罪を除く。) を犯し禁錮以上 律(平成二十五年法律第八十六号)第二条 り人を死傷させる行為等の処罰に関する法 の刑に処せられ、その執行を終わり、又は から第六条までの罪又は法に規定する罪 自動車等の運転に関し自動車の運転によ

以上の者であること。 運転適性指導に従事した経験の期間が三年

兀

家公安委員会が指定する運転適性指導につい 技能及び知識に関する審査に合格し、又は国 であること。 ての技能及び知識に関する講習を終了した者 公安委員会が行う運転適性指導についての

第六条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安 委員会規則で定める基準は、 (取消処分者講習を行う指定講習機関の基準) 次のとおりとす

務を行うために必要な数以上であること。 次に掲げる設備を有すること。 運転適性指導員の数が取消処分者講習の

第三に定める基準に適合するコース 敷地の面積が八千平方メートル以上であ 取消処分者講習を行うために必要な種類 かつ、種類、形状及び構造が府令別表

> 第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレ ができる装置を備えたものに限る。)、府令 運転適性検査器材 -ター及び府令第三十八条第二項第三号の

者講習を行うために必要な建物その他 イ及び口に掲げるもののほか、取消処分

三 取消処分者講習を適正かつ確実に行うため に必要な経理的基礎を有すること。

四 その者が取消処分者講習の業務以外の業務 より取消処分者講習が不公正になるおそれが を行っているときは、当該業務を行うことに ないこと。

五 その指定を行うことによって、取消処分者 ならないこと。 講習の適正かつ確実な実施を阻害することと

(運転習熟指導員)

委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該第七条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安 当する者とする。 一 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応 二十五歳以上の者であること。

に受けている者(運転免許の効力を停止され じ、当該イからニまでに定める運転免許を現 ている者を除く。)であること。

型自動車を運転することができる運転免許 百八条の四第一項第二号の運転習熟指導を いう。以下同じ。) に従事する場合 準中 (仮運転免許を除く。) 準中型自動車に係る運転習熟指導(法第

る運転免許 (仮運転免許を除く。) る場合 普通自動車を運転することができ 普通自動車に係る運転習熟指導に従事す

大型自動二輪車に係る運転習熟指導に従 大型自動二輪車免許

自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許 に係る運転習熟指導に従事する場合 大型 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車

三 次のいずれにも該当しない者であること。 ら起算して二年を経過していない者 ため運転習熟指導員の職を解任された日 第五条第三号ロ又はハに該当する者 運転習熟指導について不正な行為をした

四 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応 じ、当該イからニまでに定める自動車の運転 に関する技能及び知識の教習に法第九十九条 の三第一項の規定により選任された教習指導

を防止するための応急の措置を講ずること 自動車にあっては、運転適性指導員が危険 及び数の自動車等(準中型自動車及び普通

員として従事した経験の期間が三年以上の者

する場合 大型自動車、 準中型自動車に係る運転習熟指導に従事 中型自動車又は準

自動車又は普通自動車 る場合 大型自動車、中型自動車、 2場合 大型自動車、中型自動車、準中型普通自動車に係る運転習熟指導に従事す 大型自動二輪車に係る運転習熟指導に従

事する場合 大型自動二輪車 普通自動二輪車又は一般原動機付自 1転車

に係る運転習熟指導に従事する場合

大型

家公安委員会が指定する運転習熟指導につい技能及び知識に関する審査に合格し、又は国 公安委員会が行う運転習熟指導についての ての技能及び知識に関する講習を終了した者 自動二輪車又は普通自動二輪車

第八条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安 委員会規則で定める基準は、次のとおりとす (初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)

務を行うために必要な数以上であること。 次に掲げる設備を有すること。 運転習熟指導員の数が初心運転者講習の業

令別表第三に定める基準に適合するコース 動機付自転車に係る初心運転者講習を行う 上であり、かつ、種類、形状及び構造が府 者にあっては、三千五百平方メートル)以 型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原 敷地の面積が八千平方メートル(専ら大

を防止するための応急の措置を講ずること 自動車にあっては、運転習熟指導員が危険及び数の自動車等(準中型自動車及び普通 者講習を行うために必要な建物その他の ができる装置を備えたものに限る。) 初心運転者講習を行うために必要な種類 イ及び口に掲げるもののほか、初心運転 2

初心運転者講習を適正かつ確実に行うため

より初心運転者講習が不公正になるおそれが に必要な経理的基礎を有すること。 を行っているときは、当該業務を行うことに その者が初心運転者講習の業務以外の業務

講習の適正かつ確実な実施を阻害することと ないこと。 ならないこと その指定を行うことによって、初心運転者

第八条の二 法第百八条の四第一項第三号の国家 (若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)

公安委員会規則で定める基準は、次のとおりと

務を行うために必要な数以上であること。 運転適性指導員の数が若年運転者講習の業

第三に定める基準に適合するコース 敷地の面積が八千平方メートル以上であ かつ、種類、形状及び構造が府令別表

するための応急の措置を講ずることができ 普通自動車(運転適性指導員が危険を防止 若年運転者講習を行うために必要な数の

者講習を行うために必要な建物その他のイ及び口に掲げるもののほか、若年運転

に必要な経理的基礎を有すること。

五 その指定を行うことによって、若年運転者 ならないこと。 講習の適正かつ確実な実施を阻害することと

(講習業務規程の認可の申請等)

第九条 指定講習機関は、法第百八条の六第一項 とするときは、その旨を記載した申請書に当該 務規程をいう。以下同じ。)の認可を受けよう 前段の規定により講習業務規程(同項の講習業 の規定により講習業務規程の変更の認可を受け 出しなければならない。 講習業務規程を添えて、これを公安委員会に提 指定講習機関は、法第百八条の六第一項後段

申請書を公安委員会に提出しなければならな ようとするときは、次に掲げる事項を記載した

変更しようとする事項

変更の理由 変更しようとする年月日

(講習業務規程で定めるべき事項)

第十条 法第百八条の六第二項の講習業務規程で 定めるべき事項は、次のとおりとする。 特定講習を行う時間及び休日に関する事項

手数料の収納に関する事項 特定講習を行う場所に関する事項

五四

次に掲げる設備を有すること。 t

第十一条

る装置を備えたものに限る。)

若年運転者講習を適正かつ確実に行うため

兀 より若年運転者講習が不公正になるおそれが を行っているときは、当該業務を行うことに ないこと。 その者が若年運転者講習の業務以外の業務

第十二条の二 前条第一項各号に掲げる事項が電 されることができるようにして保存されるとき じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示 ことができる。 の知覚によって認識することができない方法を 磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人 は、当該記録の保存をもって同条第二項に規定 いう。)により記録され、当該記録が必要に応 する当該事項が記載された帳簿の保存に代える

2 前項の規定による保存をする場合には、国家 ければならない。

月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委

止の許可を受けようとするときは、公安委員会 定により特定講習の全部又は一部の休止又は廃 なければならない に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出

講習終了証明書の発行に関する事項 特定講習指導員の選任及び解任に関する

理に関する事項 特定講習の業務に関する帳簿及び書類の管 特定講習の実施の方法に関する事項

期間

(講習結果報告書) その他特定講習の実施に関し必要な事項

提出しなければならない。 きは、速やかに講習結果報告書を公安委員会に 指定講習機関は、特定講習を行ったと

(帳簿)

|第十二条 指定講習機関は、帳簿を備え、 げる事項を記載しなければならない。 次に掲

終了した者の有する運転免許証の番号 指定講習機関にあっては、それぞれの講習を 月日及び性別並びに終了した特定講習の種別 特定講習を終了した者の住所、氏名、生年 初心運転者講習又は若年運転者講習を行う

特定講習を行った年月日 特定講習に従事した特定講習指導員の氏名

2 った日から五年間保存しなければならない。 五. (電磁的方法による保存) 指定講習機関は、前項の帳簿を特定講習を行 その他特定講習に関し必要な事項

公安委員会が定める基準を確保するよう努めな (事業報告書等)

第十三条 指定講習機関は、毎事業年度終了後三 員会に提出しなければならない。

第十四条 指定講習機関は、法第百八条の十の規 (講習の休廃止の許可等)

休止し、 又は廃止しようとする特定講習の

三 休止しようとする場合にあっては、その 休止し、又は廃止しようとする年月日

2 なければならない。 項第一号から第三号までに掲げる事項を公示し 兀 公安委員会は、前項の許可をしたときは、同 休止し、又は廃止しようとする理由

(指定の取消しの公示)

第十五条 公安委員会は、法第百八条の十一第一 を取り消したときは、その旨を公示しなけれ 項又は第二項の規定により指定講習機関の指定 ならない。 ば

(特定講習の業務の引継ぎ等)

第十六条 指定講習機関は、法第百八条の十の その指定を取り消された場合には、次に掲げる し、若しくは廃止しようとする場合又は法第百 可を受けて特定講習の全部若しくは一部を休止 措置を講じなければならない。 八条の十一第一項若しくは第二項の規定により

特定講習の業務を公安委員会に引き継ぐこ

安委員会に引き継ぐこと。 特定講習の業務に関する帳簿及び書類を公

三 その他特定講習を適正かつ確実に行うため (特定講習指導員に対する講習) に公安委員会が必要と認める措置

第十七条 指定講習機関は、公安委員会が指名す させなければならない。 のとして国家公安委員会が指定する講習を受け 指導についての技能及び知識の向上に資するも る特定講習指導員に運転適性指導又は運転習熟

(連絡等)

第十八条 指定講習機関は、特定講習の実施につ いて、 公安委員会と密接に連絡するものとす

2 習の適正かつ確実な実施が図られるように、 要な配慮を加えるものとする。 - 1:: 、つ 置きよ 尾 布 が 図 られるように、必 公安委員会は、指定講習機関に対し、特定講る。

律(平成元年法律第九十号)の施行の日 二年九月一日)から施行する。 日(平成元年法律第九十号)の施行の日(平成この規則は、道路交通法の一部を改正する法

員会規則第一六号) (平成四年九月一六日国家公安委

成四年十一月一日)から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法 (平成四年法律第四十三号)の施行の日(平

附 則 会規則第一〇号) (平成八年八月六日国家公安委員

関に関する規則(以下「旧規則」という。)第2 この規則の施行の際現に改正前の指定講習機 七条各号に掲げる要件に該当して自動二輪車に 成八年九月一日)から施行する。 律(平成七年法律第七十四号)の施行の日 (経過措置) この規則は、道路交通法の一部を改正する法 伞

3 間は、普通自動二輪車に係る教習に従事した経して自動二輪車に係る教習に従事した経験の期 能指導員又は学科指導員として自動二輪車に係この規則の施行前に旧規則第七条第四号の技 験の期間とみなす。 る教習に従事した経験の期間及び教習指導員と

として選任された者とみなす。

該当して普通自動二輪車に係る運転習熟指導員

は、改正後の指定講習機関に関する規則(以下 係る運転習熟指導員として選任されている者

「新規則」という。)第七条各号に掲げる要件に

従事した経験の期間とみなす。 た経験の期間は、大型自動二輪車に係る教習に 習指導員として自動二輪車に係る教習に従事し 二輪車に係る教習に従事した経験の期間及び教 第四号の技能指導員又は学科指導員として自動 当分の間、この規則の施行前に旧規則第七条

輪車に係る審査に合格した者と、旧規則第七条 る普通自動二輪車に係る講習を終了した者とみ 了している者は新規則第七条第五号の規定によ 第五号の規定による自動二輪車に係る講習を終 いる者は新規則第七条の規定による普通自動二 の規定による自動二輪車に係る審査に合格して この規則の施行の際現に旧規則第七条第五号 1

掲げる基準に適合して自動二輪車に係る初心運 行う指定講習機関として指定された者とみな 合して普通自動二輪車に係る初心運転者講習を いる者は、新規則第八条各号に掲げる基準に適 転者講習を行う指定講習機関として指定されて この規則の施行の際現に旧規則第八条各号に

員会規則第六号 則 (平成一〇年三月六日国家公安委

罰に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員

る。 この規則は、 平成十年十月一日から施行す

委員会規則第一二号) (平成一○年七月二九日国家公安

この規則は、平成十年八月一日から施行す

安委員会規則第一六号) 附 則 (平成一三年一二月二一日国家公 抄

十三年十二月二十五日)から施行する。 成十三年法律第百三十八号)の施行の日 この規則は、刑法の一部を改正する法律(平 (平成

委員会規則第一五号 則 (平成一四年四月二六日国家公安

この規則は、平成十四年六月一日から施行す

安委員会規則第二二号) 則 (平成一六年一二月一〇日国家公

附

号に掲げる規定の施行の日から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法 (平成十六年法律第九十号) 附則第一条第四

律

員会規則第二号) (平成一七年三月四日国家公安委

十七年三月七日)から施行する。 この規則は、不動産登記法の施行の日 (平 成

委員会規則第一号) 則 (平成一八年二月二〇日国家公安

号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただ 日 14(平成十六年法律第九十号)附則第一条第五この規則は、道路交通法の一部を改正する法 から施行する。 第二条第二項第三号の改正規定は、公布の

附則 員会規則第一三号) (平成一九年六月四日国家公安委

(施行期日)

2 る。 行の日(平成十九年六月十二日)から施行す 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処 りなお従前の例によることとされる場合におけ 法の一部を改正する法律附則第二条の規定によ 部を改正する法律による改正前の刑法 る当該規定を含む。)の罪を犯した者に対する 十年法律第四十五号)第二百十一条第一項(刑 一項に規定する自動車等の運転に関し刑法の一 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第 この規則は、刑法の一部を改正する法律の施 . (明治四

> 含む。)の罪、刑法の一部を改正する法律(平 の二若しくは第二百十一条第二項(自動車の運刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八条 こととされる場合における当該規定を含む。)」 律附則第二条の規定によりなお従前の例による 第二百十一条第一項(刑法の一部を改正する法 成十九年法律第五十四号)による改正前の刑法 よることとされる場合におけるこれらの規定を 法律附則第十四条の規定によりなお従前の例に 転により人を死傷させる行為等の処罰に関する での罪、同法附則第二条の規定による改正前の 規定中「第六条まで」とあるのは、「第六条ま 条第二号ハの規定の適用については、これらの び運転免許取得者教育の認定に関する規則第二 進センターに関する規則第六条第一項第二号及 第一条第二項第一号口(4)、交通安全活動推 車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則 とする。

委員会規則第一九号) 則 (平成一九年八月二三日国家公安 抄

(施行期日)

る法律の施行の日(平成十九年九月十九日)か第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正す ら施行する。

員会規則第一六号) (平成二〇年八月一日国家公安委

日) から施行する。 に関する法律の施行の日(平成二十年十二月 この規則は、一般社団法人及び一般財団法

委員会規則第七号) 則 (平成二四年六月一八日国家公安

(施行期日)

及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法 部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七 離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一 から施行する。 十九号)の施行の日(平成二十四年七月九日) (経過措置)

る。 委員会規則第一号) 則 (平成二五年一月二九日国家公安

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対す

る罰則の適用については、

なお従前の例によ

(施行期日)

習機関に関する規則第五条第三号ハ、届出自動 会規則の整備に関する規則(平成二十六年国家 公安委員会規則第七号)による改正後の指定講 1 この規則は、平成二十五年九月一日から施行

安委員会規則第一四号) (平成二五年一一月一三日国家公

律附則第一条第一号に掲げる規定の施行 (平成二十五年十二月一日)から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法 日

委員会規則第七号) 則 (平成二六年四月二五日国家公安 抄

(施行期日)

成二十六年五月二十日)から施行する。 せる行為等の処罰に関する法律の施行の日(平 (経過措置) この規則は、自動車の運転により人を死傷さ

これらの規定を含む。)」とする。 項(自動車の運転により人を死傷させる行為等 号)第二百八条の二若しくは第二百十一条第二 関する規則第二条第二号ハの規定の適用につい 第一項第二号及び運転免許取得者教育の認定に 交通安全活動推進センターに関する規則第六条 定に関する規則第一条第二項第一号ロ(4)、 号ハ、届出自動車教習所が行う教習の課程の指 改正後の指定講習機関に関する規則第五条第三 規定する者を除く。)に対するこの規則による 年国家公安委員会規則第十三号)附則第二項に 公安委員会規則の整備に関する規則(平成十九 法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家 の罪を犯した者(次項の規定による改正後の刑 とされる場合におけるこれらの規定を含む。) 第十四条の規定によりなお従前の例によること る法律附則第二条の規定による改正前の刑法 なお従前の例によることとされる場合における は、「第六条までの罪、同法附則第二条の規定 人を死傷させる行為等の処罰に関する法律附則 又は第二百十一条第二項(自動車の運転により 運転により人を死傷させる行為等の処罰に関す による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五 ては、これらの規定中「第六条まで」とあるの (明治四十年法律第四十五号) 第二百八条の二 一項に規定する自動車等の運転に関し自動車 この規則の施行前に道路交通法第八十四条第 処罰に関する法律附則第十四条の規定により

安委員会規則第一〇号) (平成二六年一〇月一七日国家公

この規則は、公布の日から施行する。

委員会規則第一三号) 附 則 (平成二八年七月一五日国家公安

日」という。)から施行する。 律(平成二十七年法律第四十号)の施行の日 (平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行 (経過措置) この規則は、道路交通法の一部を改正する法

て選任された者とみなす 該当して普通自動車に係る運転習熟指導員とし 第七条各号に掲げる要件に該当して普通自動車 機関に関する規則(以下「旧規則」という。) 「新規則」という。) 第七条各号に掲げる要件に に係る運転習熟指導員として選任されている者 改正法施行日において現に改正前の指定講習 改正後の指定講習機関に関する規則(以下

は普通自動車に係る教習に従事した経験の期間 第七条第四号の教習指導員として中型自動車又 教習に従事した経験の期間は、それぞれ新規則 指導員として中型自動車又は普通自動車に係る 改正法施行日前に旧規則第七条第四号の教習 1

号の規定による普通自動車に係る審査に合格し による普通自動車に係る講習を終了した者とみ を終了している者は新規則第七条第五号の規定 七条第五号の規定による普通自動車に係る講習 通自動車に係る審査に合格した者と、旧規則第 ている者は新規則第七条第五号の規定による普 改正法施行日において現に旧規則第七条第五

適合して普通自動車に係る初心運転者講習を行 運転者講習を行う指定講習機関として指定され う指定講習機関として指定された者とみなす。 ている者は、新規則第八条各号に掲げる基準に に掲げる基準に適合して普通自動車に係る初心 改正法施行日において現に旧規則第八条各号 ||条第三号ハ及び 関する規則第五 法の一部を改正する法指定講習機関に自動車等 自動車等及び道路交通

員会規則第八号) 則 (令和二年六月一二日国家公安委 抄

等教育の認定に 運転免許取得者

(施行期日)

律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (令和二年六月三十日) から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法 条第 関する規則第

3

一 号

る自動車等

般原動機付自転車

十四条第一項に規定す による改正前の法第八 二号)第三条の規定 (令和四年法律第三

員会規則第六号) 則 (令和四年二月一〇日国家公安委 課程の指定に関自 転 車規定する一般原動機付所が行う教習の原動機付(法第十八条第一項に 届出自動車教習及び一

和四年五月十三日)から施行する。ただし、第 E(令和二年法律第四十二号)の施行の日(令この規則は、道路交通法の一部を改正する法 ||第二項第一号ロ|八条第 ||道路交通法の一部を改 ||する規則第一条(法第十||転車をいう。)及び

五条第三号ロの改正規定は、公布の日から施行 | ((4)) 及び運転項に規定正する法律(令和四

員会規則第一六号) 則 (令和四年九月一四日国家公安委

律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (令和四年十月一日) から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法

委員会規則第二一号) 則 (令和四年一二月二三日国家公安

(施行期日)

る法律の施行の日(令和五年四月一日)から施第一条 この規則は、道路交通法の一部を改正す 行する。

員会規則第五号) 則 (令和五年三月一七日国家公安委

附

(施行期日)

号に掲げる規定の施行の日(令和五年七月一 律(令和四年法律第三十二号)附則第一条第三 日)から施行する。 この規則は、道路交通法の一部を改正する法

2 る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と 交通法(昭和三十五年法律第百五号。 改正する法律第三条の規定による改正前の道路 については、これらの規定中同表の中欄に掲げ た者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用 ら第六条までの罪又は旧法に規定する罪を犯し 法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条か 転により人を死傷させる行為等の処罰に関する 項に規定する自動車等の運転に関し自動車の運 項において「旧法」という。)第八十四条第一 する。 (経過措置) この規則の施行の日前に道路交通法の一部を 以下この

||交通安全活動推及び一般 する規則第六条自 転 車規定する一般原動機付進センターに関原動機付(法第十八条第一項に 第一項第二号 二号口 (2) る規則第二条第自転 車をの法第八十四条第一項 項に規定道路交通法の一部を改 |(法 第 十|自転車をいう。第四号 いう。) 八条第一|において同じ。) 及び に規定する自動車等 一般原動機付自転車

|査の認定に関す原動機付条の規定による改正前 |免許取得者等検する一般||法律第三十二号)第三

いう。 自転車を条の規定による改正前 |原動機付||法律第三十二号)第三 する一般正する法律(令和四年 一号にお て同じ 第の法第八十四条第一項 に規定する自動車等